

児童発達支援及び放課後等デイサービスの役割・支援内容等について

(第2回・第3回における議論を踏まえ、更に検討を深める必要がある論点)

(第4回検討会の資料2に、第4回の構成員意見を追記したもの)

(1) 児童発達支援(第2回資料)で提示した論点のうち、更に検討を深める必要がある論点

第2回資料に提示した論点

○ ガイドラインでは、「障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めなければならない。また、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(主に幼稚部及び小学部)等(以下「保育所等」という。)と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援に努めなければならない。」とされている。

このように①「個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた」本人への発達支援を行うべきとされ、②本人支援としては「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域が示されている中で、現状のサービス提供の実態をどう考えるか。(5領域を必ずしもカバーせず一部のプログラムに特化した事業所が多く存在し、個々の子どもの状態等に対するアセスメントが十分ない中で、利用する事業所の得意とする支援に偏ってしまう点はないのか等。)(第2回論点)

<検討された内容>

- ・ 児童発達支援には、比較的長時間・生活全般にわたり総合的な支援が行われるものや、保育所や幼稚園等に生活の軸を置き、スポット的に行われるもの等があり、それらをどう整理し、定義付けていくかが課題であること、また、中には、児童発達支援として報酬の対象とすることが相応しくないとされる事例も確認された。
- ・ 学習塾的な支援に偏っている事例や習い事のような支援については、塾やカルチャーセンターであるべきで、障害がない子どもは私費で通っていることについて意見が挙げられた。
- ・ これらの支援が同様の報酬となることについては否定的な意見が挙げられた。
- ・ ガイドラインに沿った支援を求める上で、指定基準等による促しができない現状に対する改善の意見が挙げられた。
- ・ センター以外の事業所が、小さなエリアの中で、非連続にそれぞれの支援が行われていて、地域のネットワークに入っていないとの意見が挙げられた。

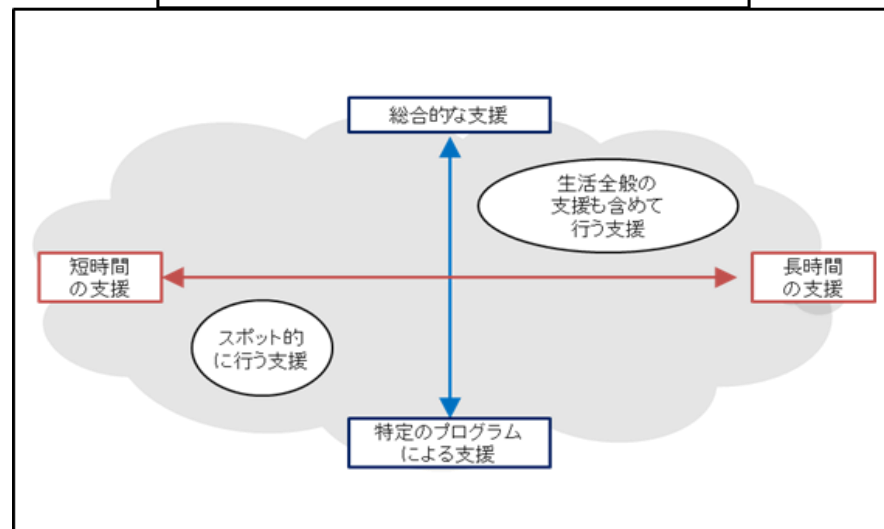
(1) 児童発達支援(第2回資料)で提示した論点のうち、更に検討を深める必要がある論点(続き)

<更に検討を深める必要がある論点>

- ・ 児童発達支援には、児童発達支援が生活の主軸である場合と、保育所や幼稚園等が生活の主軸である場合(既に併行通園がされていて、児童発達支援はスポットな利用)があるが、その役割や支援内容等についてどう整理していくか。
- ・ 5領域をカバーする総合的な支援と特定のプログラムによる一部領域のみの支援があるが、ガイドラインにおいて想定していた本来の支援の在り方としては、総合的な支援なのではないか。
- ・ 一方、現に特定のプログラムに特化した支援の中でも、専門性の高い有効な発達支援については児童発達支援として位置付けるべきと考えられるが、具体的にどのような発達支援が積極的に位置付けるべき特定のプログラム特化型の支援として考えられるか。
- ・ 支援内容等についてこのような整理を行った上で、障害児の状態等に応じて、どのような支援をどの程度利用することが適当かのコーディネート機能(特に特定のプログラム特化型の支援)が必要になると考えられるが、コーディネート機能を担うことができる関係機関として考えられるものは何か(例えば、児童発達支援センターや相談支援事業所が考えられるか)。
- ・ 支援内容等の整理を行った上で、支援時間の長短に応じて評価をしていくことについてどう考えるか。(※)

※ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスについて、提供時間に応じた報酬単価の設定を行うかどうかを検討した際は、長時間生活全般にわたり集団で療育する方法と、短時間で個々の障害児に応じて個別に療育する方法を比較したときに、短時間でも意味のある支援があるという改訂チームからのご意見もあったため、どちらを高く評価すべきかを判断することは困難であったことなどから、当該設定はしなかったが、今回は、こうした支援内容等の整理を行った上での検討事項。

典型的な児童発達支援の支援イメージ
(第2回検討会資料5より)



【検討会の主なご意見】（※事務局の責任において取りまとめたもの）

- ・ 今の矛盾は、児童発達支援事業でもセンターに準ずるような形で4時間以上、給食もあり、お昼寝もして、生活全体、お母さんの支援、家族支援もして、ソーシャルワークもして、児相との関係もしっかりしている児童発達支援事業と、幼稚園、保育所を主軸として、終わってから1時間、2時間の事業所と報酬体系が同じだというのは、それも大事な役割だと思うが、今後考えていかないといけないと思う。
- ・ 幼稚園、保育所を主軸としている事業所は、ぜひその先生たちが保育所等訪問支援で幼稚園、保育所の支援を充実させるという方向も大事かと思う。
- ・ スポットというのは、児童発達支援としてどのように考えたらよいか。福祉サービスとして考えてよいのか。1時間30分やってお母さんと話してみたいな形は、クリニックのプログラムとしてはあると思うが、児童発達支援、子供の発達を福祉的に保障すると考えたときにどうか。これについても皆さんで議論していく必要があると思う。
- ・ 居宅訪問型、いわゆるアウトリーチ型を利用する子どもたちというのは、どうしても同年代の子どもとのつながりであるとか地域との関わりが、居宅訪問があるがゆえに制限されてしまう可能性が高い、個人に特化した支援から地域へとどう広げていくかというような視点を、目に見えるような形でしっかりと打ち出していく必要があるのではないかと思う。
- ・ スポット的に行う支援というものをどうやって位置づけるかということについては、なかなか難しい点があるかと思う。もし支援時間の長短によって閾値を決めるとなってくると、その閾値の設定によって支援の内容ががらりと変わるということになってくる可能性もあり、なかなか制度設計が難しいような気もするし、実際その地域や児童のニーズに合わせた形でそこは弾力的に運用する必要もあるかと思う。
- ・ 親の自己実現ということを保障していくために、子どもの総合的な生活支援が大事なのだという観点がとても重要かと思う。
- ・ 子どもの自己実現みたいな考え方を入れてもよいと思う。自己実現と言っても、今、その子がその子らしく過ごしているのか、内在的な価値の部分を伸ばせているのかということを中心にして考える。
- ・ 子どものためにいろんなことをしてあげたいという思いの前に、御本人、子どもの権利条約、あるいは障害者権利条約、そして最近の虐待防止条例等々を踏まえた子ども中心の支援になっているのかどうかをチェックすることがまず大事なのではないかと思う。児童福祉法の中の必要な訓練というのが残っていて、訓練ということが本当に残っていてよいのかどうかと思う。
- ・ 専門性の高い有効な支援については児童発達支援として位置づけるべきであるという点で、例えば理学療法士や言語聴覚士、医療的ケア児においては、看護師等有資格者による支援は、本来の在り方に即した特別な支援だと考える。
- ・ 児童発達支援と考えたときに、訓練に来るという在り方と医療モデルとの関係みたいなものも考えていかないといけないと思う。専門家による支援だけが児童発達支援なのか。保育士もやはり大切な子育て支援の専門家だと思うし、その辺をもう少し深く議論してスポットということを考えていかないといけないと思う。

【検討会の主なご意見（続き）】（※事務局の責任において取りまとめたもの）

- ・ 専門性の高い特別な支援を提供するためにコーディネート機能は必須であり、相談支援専門員で対応できるのではないかと思う。セルフプランの課題を解消するためにも相談支援専門員を増やす仕組みづくりは必要で、それらを評価する報酬改定は今後も必要であると考え。更に、真に療育に必要なサービスに給付費が使われるよう、個別支援計画により具体的に必要な支援について記載することを義務づけることも必要ではないか考える。
 - ・ 地域の中で選択肢は沢山あるが、それらが非連続に機能していて、混乱状態になっている。地域に生まれ育っている子どもたちのニーズにそれらのサービス・機能がうまく収められていないという実態が現実。そのためその辺のサービスをマネジメントする機能を一定の地域のエリアの中で確保することが大事。地域の児童発達支援センターがその機能を十分位置づけられていなかったという意味で、しっかりと位置づけていくということが必要。
 - ・ サービスを使い分ける場合の本人のニーズ、あるいは家庭のニーズに対するアセスメントが十分できていない。センターが今、そういう機能がある程度持ちつつあるので、そこにそうした機能を必須機能として持たせ、権利と責任を持たせていくことが現実的に今の混乱状態を収束させる最短コースにあると思う。
 - ・ 児童発達支援センターが担うのかもしれないが、伴走型の支援が行われているのか。地域全体あるいは家庭の状況などを見越したソーシャルワークのような機能も必要になってくると思う。トータルに見られる視点が大事。
 - ・ 成人期における相談支援の三層構造みたいなものを児童の部分にも取り入れていくということはどうか考える。
 - ・ 訪問リハは、1年に一度指示書を新たに書き、数ヶ月に一度報告書がくる。そこで実際にどんなことが行われているのか、その子の発達状況が把握できるようになっているので、現在、児発や放デイのものがセンターに集約されるような機能を持たせていただければ、評価もできるのではないかと思う。
 - ・ 児童発達支援を利用する前の段階では、市町村行政の関わりが極めて強いので、市町村行政が直接的に関わるということについては、ぜひ児童発達支援に関しては意識をしてほしい。
 - ・ 一般施策と障害児施策と分けるのではなく、子どもは同じだから、連続線上で放課後等デイサービス、児童発達支援センターが地域の中でどのような役割をするかというデザインを今回の通所検討会ではしっかり持っていく必要がある。
-
- ・ 支援時間の長短については、特別な支援に限り短時間での提供を認め、総合的な支援については、支援時間の長短に応じて評価をしたらどうか。
 - ・ 支援時間の長短ということで、これは子どもやその御家族のありよう、状態像によって違うと思う。例えば低年齢になればなるほど長時間の訓練はあり得ないわけで、支援もあり得ない。それはテーマによっては短くてもよいし、また、発達のプロセスの中のある時期は細切れで小さくステップを踏みながらという場合もある。一概に短いか長いかみたいな話で切ってしまうということは考えなければならないと思う。

(2) 放課後等デイサービス(第3回資料)で提示した論点のうち、更に検討を深める必要がある論点

第3回資料に提示した論点

- 放課後等デイサービスのガイドラインにおいて、「①子どもの最善の利益の保障」、「②共生社会の実現に向けた後方支援」、「③保護者支援」という基本的役割のもと、基本的姿勢を踏まえた上で、「①自立支援と日常生活の充実のための活動」、「②創作活動」、「③地域交流の機会の提供」、「④余暇の提供」を複数組み合わせることをしているところ、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」と比較し、学齢期の障害児の発達支援(本人支援)の内容が十分に示されているかどうか。(第3回論点)
- 基本活動に挙げる4つの活動について、ガイドライン創設時の議論では、事業所単位では4つの活動の全てを行うこととされていたところ、障害児の発達支援として必ずしも相応しくないと考えられるような事例も含めた現状のサービス提供の実態をどう考えるか。(4つの活動等を必ずしもカバーせず一部のプログラムに特化した事業所が多く存在し、個々の子どもの状態等に対するアセスメントが十分ない中で、利用する事業所の得意とする支援に偏ってしまう点はないのか等。)(第3回論点)

<検討された内容>

- ・ ガイドラインについては見直しが必要という意見が挙げられた。
- ・ 役割や支援内容の整理に当たっては、年齢・障害特性・利用の目的(保護者の就労支援のためか)等に応じて分けること、子ども期の後半は、達成感や自己肯定感を得たり、孤立しがちな時期の孤立を防止するなど、どういう発達支援を必要とするかを明確にすること等の意見が挙げられた。
- ・ インクルージョンを推進していくために、実際の移行支援の手間に見合う報酬上の評価が必要ではないかとの意見が挙げられた。
- ・ 事業所の支援内容等を評価するに当たり、行政だけがやること、同業者の仲間でやること、家族が言っていくことも難しく、相談支援や行政、家族も入れたチームで、事業所を評価していくことも考えられるとの意見が挙げられた。

(2) 放課後等デイサービス(第3回資料)で提示した論点のうち、更に検討を深める必要がある論点(続き)

<更に検討を深める必要がある論点> ※ 児童発達支援と共通する論点については【共通】と付記している。

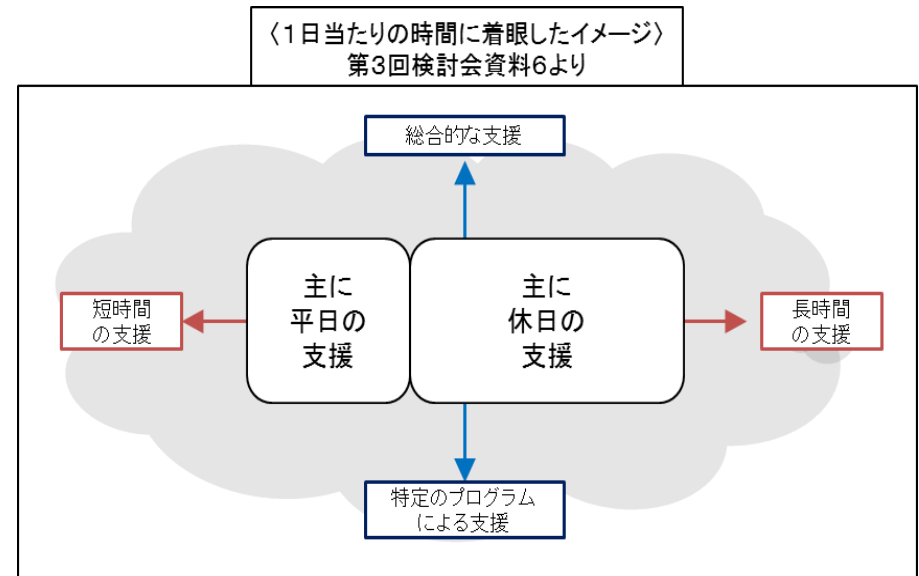
- ・ 放課後等デイサービスのガイドラインは、児童発達支援のガイドラインと比較して提供すべき支援等について詳述されておらず(特に本人支援)、これを明確にしていく必要があると考えられるが、児童発達支援における支援内容や、本人支援における5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)について、放課後等デイサービスが学童期・思春期の支援という点も踏まえ、共通する部分・異なる部分についてどう考えられるか。

児童発達支援ガイドラインの構成	放課後等デイサービスガイドラインの構成
<p>第1章 総則</p> <p>1 目的</p> <p>2 障害児支援の基本理念</p> <p>(1) 障害のある子ども本人の最善の利益の保障</p> <p>(2) 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮</p> <p>(3) 家族支援の重視</p> <p>(4) 障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割</p> <p>3 児童発達支援の役割</p> <p>4 児童発達支援の原則</p> <p>(1) 児童発達支援の目標</p> <p>(2) 児童発達支援の方法</p> <p>(3) 児童発達支援の環境</p> <p>(4) 児童発達支援の社会的責任</p> <p>5 障害のある子どもへの支援</p> <p>第2章 児童発達支援の提供すべき支援</p> <p>1 児童発達支援の内容</p> <p>(1) 発達支援</p> <p>ア 本人支援</p> <p>(ア) 健康・生活</p> <p>a ねらい b 支援内容</p> <p>(イ) 運動・感覚</p> <p>a ねらい b 支援内容</p> <p>(ウ) 認知・行動</p> <p>a ねらい b 支援内容</p> <p>(エ) 言語・コミュニケーション</p> <p>a ねらい b 支援内容</p> <p>(オ) 人間関係・社会性</p> <p>a ねらい b 支援内容</p> <p>イ 移行支援</p> <p>(ア) ねらい (イ) 支援内容</p> <p>ウ 支援に当たったの配慮事項</p> <p>(2) 家族支援</p> <p>ア ねらい イ 支援内容</p> <p>ウ 支援に当たったの配慮事項</p> <p>(3) 地域支援</p> <p>ア ねらい イ 支援内容</p> <p>ウ 支援に当たったの配慮事項</p> <p>第3章 児童発達支援計画の作成及び評価 (略)</p> <p>第4章 関係機関との連携 (略)</p> <p>第5章 児童発達支援の提供体制 (略)</p>	<p>1 総則</p> <p>(1) ガイドラインの趣旨</p> <p>(2) 放課後等デイサービスの基本的役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの最善の利益の保障 ○ 共生社会の実現に向けた後方支援 ○ 保護者支援 <p>(3) 放課後等デイサービスの提供に当たったの基本的姿勢と基本活動</p> <p>① 基本的姿勢</p> <p>② 基本活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 自立支援と日常生活の充実のための活動 イ 創作活動 ウ 地域交流の機会の提供 エ 余暇の提供 <p>(4) 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適切な支援の提供と支援の質の向上 ② 説明責任の履行と、透明性の高い事業運営 ③ 様々なリスクへの備えと法令遵守 <p>2 設置者・管理者向けガイドライン (略)</p> <p>3 児童発達支援管理責任者向けガイドライン (略)</p> <p>4 従業者向けガイドライン (略)</p> <p>児童発達支援は、支援内容ごとのねらい等を詳述している(10頁)。 放課後等デイサービスは、支援内容ごとの基本的姿勢が共通のもので、また、支援内容自体も簡潔に記載している(2～3頁)。</p>

(2) 放課後等デイサービス(第3回資料)で提示した論点のうち、更に検討を深める必要がある論点(続き)

<更に検討を深める必要がある論点>(続き)

- ・【共通】 放課後等デイサービスにおいても、児童発達支援と同様、基本活動を組み合わせた総合的な支援と特定のプログラムのみによる支援があるが、ガイドラインにおいて想定していた本来の支援の在り方としては、総合的な支援なのではないか。
- ・【共通】 一方、現に特定のプログラムに特化した支援の中でも、専門性の高い有効な発達支援については放課後等デイサービスとして位置づけるべきと考えられるが、具体的にどのような発達支援が積極的に位置付けるべき特定のプログラム特化型の支援として考えられるか。
- ・ 児童発達支援と異なり、放課後等デイサービス特有のプログラムとして考えられるものがあるか。
- ・ 放課後等デイサービスは小学生から高校生まで幅広い年代の障害児が利用するところ、支援の目的や支援内容については、年代に応じて支援内容を分けて考える必要があると考えるが、以下のことについてどう考えるか。
 - ① 年代の分類について(小学生(低学年・高学年)・中学生・高校生の4分類か、もしくは別の分類か。)
 - ② 年代ごとに求められる支援の目的(アウトプット)や支援内容(支援に当たっての着眼点)等について。
- ・【共通】 支援内容等についてこのような整理を行った上で、障害児の状態等に応じて、どのような支援をどの程度利用することが適当かのコーディネート機能(特に特定のプログラム特化型の支援)が必要になると考えられるが、コーディネート機能を担うことができる関係機関として考えられるものは何か(例えば、児童発達支援センターや相談支援事業所が考えられるか)。



(2) 放課後等デイサービス(第3回資料)で提示した論点のうち、更に検討を深める必要がある論点(続き)

<更に検討を深める必要がある論点>(続き)

・【共通】 支援内容等の整理を行った上で、支援時間の長短に応じて評価をしていくことについてどう考えるか。(※)

※ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスについて、提供時間に応じた報酬単価の設定を行うかどうかを検討した際は、長時間生活全般にわたり集団で療育する方法と、短時間で個々の障害児に応じて個別に療育する方法を比較したときに、短時間でも意味のある支援があるという改訂チームからのご意見もあったため、どちらを高く評価すべきかを判断することは困難であったことなどから、当該設定はしなかったが、今回は、こうした支援内容等の整理を行った上での検討事項。

【検討会の主なご意見】（※事務局の責任において取りまとめたもの）

- ・ 放課後等デイサービスの評価等は、これは理想的には地域の障害児支援の中核である児童発達支援センターを中心として、例えば今の自立支援協議会などと連動し、児童発達支援センターが核となって行っていくことが想定されると思うが、それが年齢的な違いもあり難しいということであれば、放課後等デイサービスについてはかなり抜本的な制度の見直しが必要と考えており、イメージで言いますと、放課後等デイサービスについても事業型とセンター型に分類してもよいのではないかと考える。
- ・ 放課後等デイサービスのセンター型については児童発達支援センターと一体運営のような形で運営をしてもよいのではと思う。
- ・ 放課後等デイサービスに一般の子どもたちも来て、地域資源がいっぱいになっていくというか、そういう太らせていくという共生型の役割は大きいのではないかなと思う。

- ・ 年齢の問題は、一例として小学生型と中高生型に分類するというのも視野に入れるべきと考える。その上で、インクルージョンの観点からは、少なくとも小学生年齢については放課後等デイサービスと放課後児童クラブ、この2つを共生型として位置づけるべきというのはいかがでしょうか。
- ・ もう少し子どものニーズに沿ったガイドラインが必要なのではないかなと思う。この時期は自尊心の低下が起きやすいので、放課後等デイサービスとしてそこに着目した支援が必要なのではないかなと思う。
- ・ 年齢相応にということが1つあると思っており、体験・経験を積むということが出来る支援というのは極めて重要と考える。
- ・ 学校においては自立活動というのは、「個々の幼児、児童、生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う」といったことが目的として挙げられていて、6つの区分と27個の項目によって構成されている。特に特別支援学校においては、障害のある子どもたちに対して、その6つの区分に基づいた様々な教育的な支援が展開されている。そうしたところも念頭に置きながら、放課後等デイサービスのガイドラインということも検討していくことが必要なのではないかな。
- ・ 学童期、特に前期辺りまでは親との連携、ある意味では様々な共有、共感、共通認識というものが必要な時期に、それが放課後等デイサービスの活動の中でどこまで徹底されているのか。そうした意味での親支援を放課後等デイサービスでもしっかりやるべきだと思う。
- ・ 年代に応じた提供をすべき支援内容等について、具体的にガイドラインで示す必要はあると思う。支援内容としては、例えば小学校低学年、高学年時には集団療育を主とした支援、中学時には集団療育と個別療育を包括した支援、高校時には児童の進路に応じた個別支援を主とした支援を提供するなど考えられるかなと思う。
- ・ 昼間学校教育の中では学年とか障害種別等で分けられているお子さんが、地域という単位の中で異年齢と関わりができることの大切さというものが大変重要だと痛感した覚えがある。

- ・ 放課後に学校までバス、車で迎えに行き、事業所まで連れて行って、事業所から自宅までという送迎つきというのは、それはまさに今のコロナのバブル方式みたいなもので、彼らが地域の中で生きる、生活するということがどこまでできているのかということになると、インクルーシブなど言われている時代に、むしろ彼らを囲い込んでいるとか、あるいはセグリゲーション的な扱いになっているのではと懸念がある。

- ・ 時間の長短に関しては、放課後等デイサービスで学校休業日と普段の放課後とあるように、ある程度大枠では必要ではないかなと思う。ただ、短いということに対してどのように考えていくかは、低年齢の子や、この子にはこういう支援が必要など、それはもう少し議論していく必要があるのではないかな。

(3) 児童発達支援・放課後等デイサービス共通(第2回・3回検討会における構成員意見を踏まえ)で、更に検討を深める必要がある論点

○ 地域の関係機関等との連携等について

第2回・第3回検討会における構成員意見

- 小さなエリアの中で、非連続にそれぞれの支援が行われていて、地域のネットワークに入っていない。(第2回)
- 児童発達支援事業は地域支援機能が弱い。マネジメントはどこがするのか、また、各主体が地域の中で、役割を自覚的に認識した上で、地域全体で一体的に進める風土をどう作るのか。制度的なインセンティブも含めて検討の余地がある。(第2回)
- 事業所の支援内容等を評価するに当たり、相談支援や行政、家族も入れたチームで、事業所を評価していくことも考えられる。(第3回)

※ 第115回社会保障審議会障害者部会(令和3年7月28日)においても、支援の質を確保していく観点から地域や第三者の目を入れていくことの必要性について意見が挙げられた。

<更に検討を深める必要がある論点>

- ・ 関係機関との連携についてはガイドラインにも規定されているが、主に障害児への支援を効果的に行う観点から記載されている。また、地域の他の事業所との横の関係については記載されていない。
関係機関等との連携の意義は、障害児への効果以外に、当該事業所が関係機関等の取組を学ぶこと、事業所の支援を関係機関等から評価されることを通じて、当該事業所の支援の質自体が向上する効果もあると考えられる。このように、連携する意義や効果について、手厚く記載していくことが重要ではないか。
- ・ ガイドラインに規定する支援内容等を浸透させる方策として、事業所の自己評価や保護者の評価の実施と公表を求めているところ、当該評価について機能していないとの指摘もある。事業所やその利用者だけではなく、評価に当たって、地域の関係機関等の視点も取り入れていくことについてどう考えるか。

【検討会の主なご意見】（※事務局の責任において取りまとめたもの）

- ・ 思春期は子ども達の困り感と同時に家族の困り感が非常に高くなっていく時期なので、いろんな機関で子どもを支えるということ、関係機関の連携がガイドラインのほうには必要だと思う。
- ・ 相談支援のプロセスにおけるサービス担当者会議に児童発達支援センターや放課後等デイサービスも含めてきちっと集まれる仕組み。それはアセスメントを共有化していくということが非常に重要だと思っている。
- ・ 例えばサービスの利用計画や個別の指導計画、個別の教育支援計画を一元管理できるような在り方というところ。自治体によってはつくっているところもあるが、大半のところはそれがなかなか出来ない等の現状があるので、厚労省側から文科省への働きかけなど、そうした枠組みを超えてのもう少し大きなところからのその体制づくりということをぜひ考えてほしい。
- ・ 支援の必要性に着目した指標を導入については、ずっと積み残しになっている障害児の障害支援区分の話も含めて、そこまでたどり着くのが難しいのは承知しているが、少なくともそれに相当する考え方については、もし報酬上の評価まで踏み込むのであれば、考える必要があると思う。
- ・ 今、グループホームの日中サービス支援型は、自立支援協議会への年1回以上の報告が事業所の指定要件になっているが、このような形が少し応用できるのではないかと考えている。
- ・ 評価の部分は、例えば各事業所単位で運営協議会とか推進委員会とか、地域の方たちにも参画していただく委員会のようなものを組織して、そうしたものとの連携の中で事業所評価を行うという手法もあるのではないか。
- ・ 事業所の評価を第三者的な目や利用者目も入れるべきと思う。

(参考)第2回・第3回検討会における構成員の主な意見(事務局の責任においてとりまとめたもの)

① 第2回(児童発達支援)

- 量的拡大から質的な向上が課題。本来であれば、スポット的な支援、生活全般の支援を含めて積極的にどう位置づけるかが問われており、頑健な定義わけをしながらも現場の負担にならないような、整理とすることが課題。
- 短時間で塾のようなところから、ガイドラインに沿ったトータルな発達支援をしているところと同じ報酬というのは変ではないか。
- 相応しくない事例の中で②(学習塾的な支援に偏っていると見られる事例)、③(習い事と変わらない支援を行っていると思われる事例)が問題と感じる。この内容はカルチャーセンターや塾であるべき。障害児専用の塾やスポーツクラブを作ることが、この制度を作った趣旨ではないと理解している。
- ガイドラインに沿って開設前説明会を開いているが、理解が進み専門性をもったものをやることができるかというところはそうはならない。指定申請の中で、基準を満たせば指定せざるを得ない現状。法律等に位置づけることで、一歩進んだ権限が指定ができると、もう少し専門性を持ったものができるのではないか。
- 小さなエリアの中で、非連続にそれぞれの支援が行われていて、地域のネットワークに入っていない。
- 児童発達支援事業は地域支援機能が弱い。マネジメントはどこがするのか、また、各主体が地域の中で、役割を自覚的に認識した上で、地域全体で一体的に進める風土をどう作るのか。制度的なインセンティブも含めて検討の余地がある。

② 第3回(放課後等デイサービス)

- 議論に当たって、子どもが、尊厳・内在的な価値・自己肯定感を高めてもらうところを含めて、その子らしさを発揮することを前提に置くところが必要ではないか。
- 役割・支援内容等について、年齢、障害の特性、支援の目的(障害児の発達支援か保護者の就労保障か)といった切り口で整理が必要ではないか。
- ガイドラインの内容を浸透させるには、ガイドラインを簡素化したものやチェック項目の作成、定期的な研修受講による報酬による評価、ガイドラインの役割をどう果たすか事業所側から実施計画を示してもらう仕組み作りが考えられる。
- 事業所の支援内容等を評価するに当たり、相談支援や行政、家族も入れたチームで、事業所を評価していくことも考えられる。
- 就学期以降は、不安とか葛藤が障害があっても高まる時期なので、放課後デイの活動を通して、親以外の人に褒めてもらったり、達成感を持ったり、仲間がいたり、どうしても孤立しがちになる時期に孤立を防いだり、自尊心を育んだり、自己肯定感を育み、大人につなげていくことが重要。子供期の後半の支援をどういう発達保障が必要なのかという観点に立ったガイドラインをしっかりとつくり直すべきではないか。そういう基準がないので、いろいろな問題が起きていると思われる。
- 障害児についてはセルフプラン率が高いことは課題だと考える。需要と供給のバランスの中でやや供給過多とも言える地域は、やはり事業所の中での利用者確保が先に立つ傾向があると思われる。
- 一般施策への移行のための評価を充実させていく必要がある。学校を含め、様々な関係者と繋ぐソーシャルワークが必要。相談支援がそうした役割を担うことも考えられる。